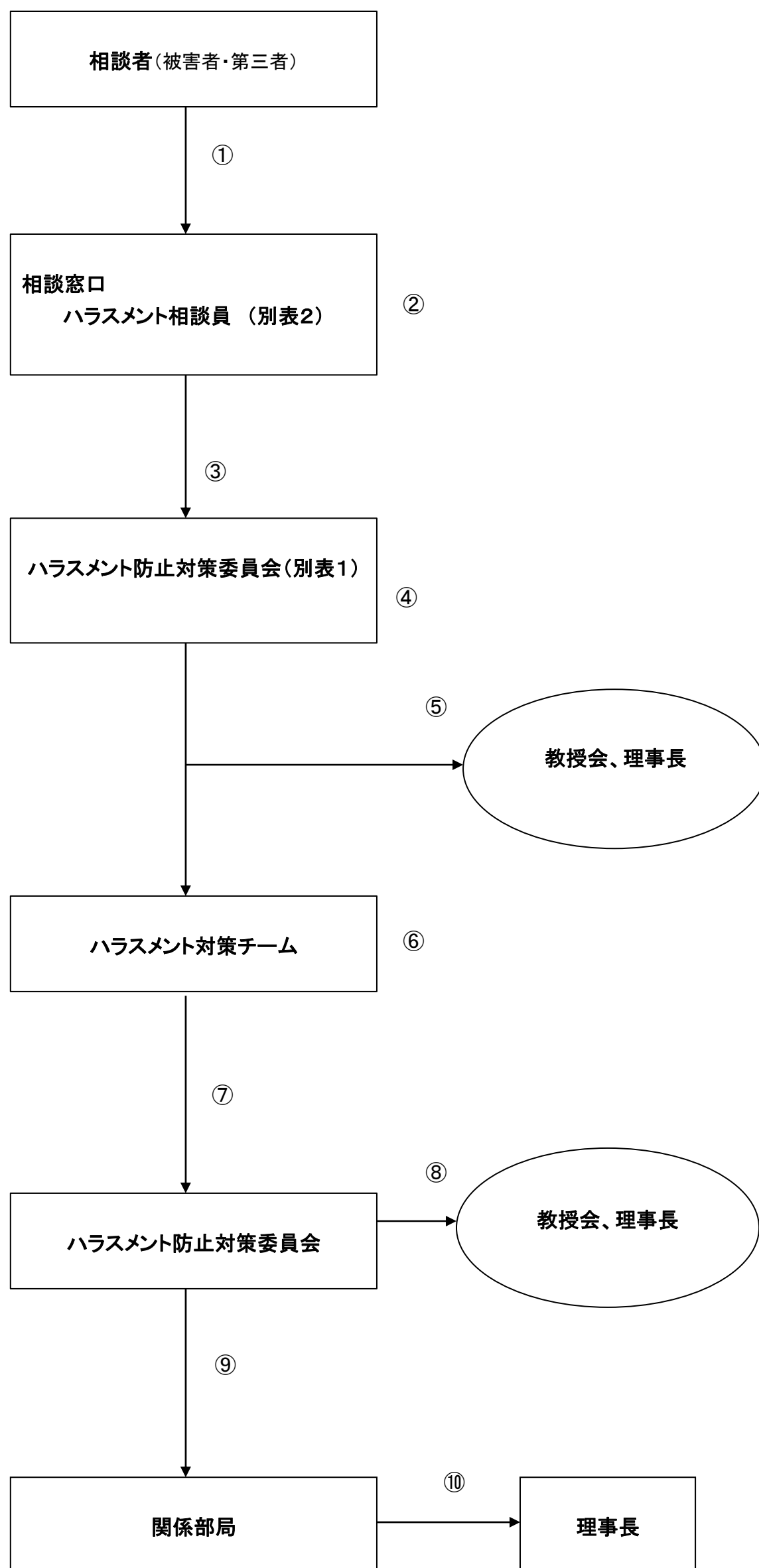


◆ 青森公立大学ハラスメント対応のフロー図(通常の場合)



① 教務・学生チームの相談箱への投函や手紙、電話、ファックス、又は電子メールにより、相談員へ連絡を取ります。

② 相談員は、相談者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう、また、相談者の意思をできる限り尊重し、かつ、相談者の同意を得て、複数の相談者が相談をお受けします。

③ 相談員は、行った相談に関する相談処理書を作成し、防止対策委員会へ提出します。

④ 防止対策委員会は、精査の要否を判断し、必要に応じ対策チームを設置します。

⑤ 防止対策委員会は、対策チームを設置した場合には、直ちにその旨を教授会及び理事長に連絡をします。

⑥ 対策チームは、当該事案に関する事実精査を行い、事実関係を明らかにします。また、必要に応じて当事者間の斡旋、調停等を行います。

⑦ 対策チームは、防止対策委員会に対し、確認された事実関係や事実認定に関する意見を報告するとともに、被害の救済及び環境改善のためにとるべき措置を勧告します。

⑧ 防止対策委員会は、被害の救済及び改善等のためにとるべき措置に係る対応策をまとめたときは、教授会及び理事長にその概要を報告します。

⑨ 防止対策委員会は、被害の救済及び改善等のためにとるべき措置に係る対応策をまとめたときは、関係部局に対し、必要な勧告をします。

⑩ 勧告を受けた部局長は、再発防止のための改善措置を講じ、理事長に報告します。